

広報「大崎広域」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎地域広域行政事務組合が発行する広報「大崎広域」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 住民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、情報の共有化と自主財源の確保を図るために広報に広告を掲載する。

(基本原則)

第3条 広報に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告の掲載範囲)

第4条 次に掲げる広告は広報に掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張
- (4) 政治性及び宗教性あるもの
- (5) 選挙に関するもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人、団体の宣伝に類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に(昭和23年法第122号)規定する風俗営業広告その他これに類するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (10) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの

(1 1) その他広告掲載として適当でない与管理者が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準を別に定める。

3 広報の紙面構成により、発行毎の広告掲載数はその都度制限するものとする。

(広告の規格)

第 5 条 広告規格は縦 4 . 2 c m , 横 1 7 . 2 c m とする。

2 広告の刷色は墨一色 (グレースケール) とする。

(広告掲載料)

第 6 条 掲載 1 回あたりの広告掲載料は 1 5 , 0 0 0 円とする。

(広告主の資格)

第 7 条 広報に広告を掲載しようとする者 (以下「広告主」という。) は宮城県内に住所若しくは事業所を有し、市町村税等を納めていなければならない。

(広告の申込み等)

第 8 条 広告主は、広報「大崎広域」広告掲載申込書 (別紙様式第 1 号) に必要書類と原稿を添えて、広告を掲載しようとする月の発行日 2 箇月前から 1 箇月前までに広告の原稿を提出するものとする。

2 原稿印刷物及びデジタルデータによる入稿とし、手書き原稿による入稿及びファックスによる入稿は認めない。なお、デジタルデータ形式は大崎地域広域行政事務組合の指示による。

3 文字については、7 ポイント以上のサイズとする。

4 線については、0 . 3 ポイント以上の太さとする。

5 広告主は、広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得ることとする。

(広告審査会の設置)

第 9 条 広告掲載内容の審査及び掲載の可否の決定を行うため、広告審査会を設置する。

2 前項の広告審査会は、4 名以内の職員をもって構成し、常勤の副管理者が主宰する。

3 広告審査会の構成は別表に定める。

(広告掲載の内容の承認等)

第 10 条 広告主は掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に係る資料を提出し、広告審査会の審査を受けるものとする。ただし、広告審査会の開催が困難なときは、回議により広告審査会の審査に代えることができる。

2 管理者は、前項の広告審査会の審査結果を参考として、適当と認める広告について広報への広告掲載を承認し、広告主に対して広告掲載承認（不承認）決定通知書（別紙様式第 2 号）により通知するものとする。

3 管理者は、広告の掲載を不相当と認めるときは、広告の審査を受けた広告主に対して広告掲載承認（不承認）決定通知書（別紙様式第 2 号）により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位の原則)

第 11 条 広告は委員会で審査し、原則として掲載決定者の申込受付順に掲載するものとする。

(掲載広告に関する責任)

第 12 条 広報に掲載した広告に関する責任は、広告主がすべて負うものとする。

(掲載の取消し)

第 13 条 管理者は、次の各号にいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱に違反したとき

(2) 広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき

2 管理者は、編集発行上やむえない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

3 管理者は、広告の内容についてこの要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実確認するものとする。

4 管理者は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の取り消し等必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

(広告料掲載の納付)

第 14 条 広告主は、広告掲載号の発行後、指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限

りでない。

（広告掲載料の還付）

第15条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成23年6月14日から施行する。

別表（第9条関係）

所 属	職 名
	常勤の副管理者
事務局総務課	総務課長
事務局業務課	業務課長
消防本部総務課	総務課長